

回覧（掲示）

平成25年9月

磯辺中学校区（第33地区）
町内自治会会員 様

千葉市

「高洲・高浜・磯辺地区学校跡施設の利用方針（案）」

初秋の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろより、本市行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本市では、平成22年4月に「高洲・高浜地区学校適正配置地元代表協議会」から、平成24年3月に「磯辺地区学校適正配置地元代表協議会」から提出いただきました「跡施設活用の要望書」の内容を踏まえ、高洲・高浜・磯辺地区学校跡施設利用の全庁的な検討を行い、この度、「利用方針（案）」を取りまとめましたので、お知らせします。

1 検討にあたっての基本的な考え方

(1) エリアの特性を踏まえた一体的な検討

対象エリアが連続して立地していることを踏まえ、一体的な検討を行います。

(2) 検討の視点及び方法

ア 中長期的な視点から、人口・世代構成や、周辺施設の状況、地元住民の要望などを総合的に勘案して跡施設利用を行います。

イ アの結果、余剰となる跡施設については、財政状況を踏まえ、処分等を行います。

2 意見の提出

利用方針（案）について、御意見・御提案等がございましたら、御提出をお願いします。

(1) 提出期限

平成25年10月21日（月）まで

(2) 提出方法

「高洲・高浜・磯辺地区学校跡施設の利用方針（案）」に対する意見」と明記し、御意見のほか、住所・氏名・電話番号・電子メール等の連絡先を記入して、郵送・ファクシミリ・電子メールにより資産経営課に御提出ください。

なお、口頭、電話での御意見・御提案はお受けできませんので御了承ください。

郵送	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市財政局資産経営部資産経営課
ファクシミリ	043(245)5654
電子メール	shisankeiei.FIA@city.chiba.lg.jp

(3) 考え方の公表

提出していただいた意見の概要とその意見に対する考え方は、平成25年11月中に千葉市ホームページにて公表する予定です。（※住所、氏名など個人情報には公表しません。）なお、類似している意見については、集約して示すことがあります。

なお、いただいた御意見・御提案に対する個別の回答は行いません。

お問い合わせ先

財政局資産経営部資産経営課

☎043-245-5283